

1 令和6年度税制改正

一. 所得税関連

1. 所得税・個人住民税の定額減税

(1) 概要（措法 41 の 3 の 3、地附則 5 の 8～5 の 13）

- ① 令和 6 年分の所得税につき、所得税額から特別控除額を控除
- ② 令和 6 年度分の個人住民税につき、所得割額から特別控除額を控除

(2) 対象者

所得税	居住者で令和 6 年の所得税の合計所得金額が1,805万円以下（給与のみの場合は年収2,000万円以下）の人
住民税	居住者で令和 6 年度（令和 5 年）の個人住民税の合計所得金額が1,805万円以下の人

(3) 特別控除額

所得税	（本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族数）× 3 万円 ※1
住民税	（本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数）× 1 万円 ※2

※1 同一生計配偶者・扶養親族

居住者で納税者と同一生計の配偶者・親族で、令和 6 年の合計所得金額が 48 万円以下（給与のみの場合は年収 103 万円以下）の人

※2 控除対象配偶者

居住者で納税者（合計所得金額が 1,000 万円以下）と同一生計の配偶者で、令和 5 年の合計所得金額が 48 万円以下の

※ 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者には、令和 7 年度に 1 万円控除

※2 扶養親族

居住者で納税者と同一生計の親族で、令和 5 年の合計所得金額が 48 万円以下の

(注) 控除上限額 … 税額控除後の所得税額、所得割額

※ 控除しきれない金額は、給付金として支給予定（所得税分と住民税分の合計で 1 万円未満を切上）

(4) 所得税の特別控除の方法（措法 41 の 3 の 7、8）

① 給与所得者

イ 令和 6 年 6 月 1 日以後最初の給与、賞与等（扶養控除等申告書の提出を受けた者が支払うもの）の源泉徴収税額から特別控除額を控除

ロ 控除しきれない金額は、以後令和 6 年中に支払われる給与、賞与等（同年最後の支払を除く）に係る源泉徴収税額から順次控除

(注 1) 同一生計配偶者等に係る特別控除額は、原則として源泉控除対象配偶者で合計所得金額が 48 万円以下の者に適用

(注 2) 扶養親族等の異動等により控除額が異動する場合は、年末調整で調整

ハ 令和 6 年分の年末調整の際に、年税額から特別控除額を控除

(注) 年調年税額 = (税額控除後の所得税額 - 定額減税額) × 102.1%

ニ 支払明細書には控除した額を記載、源泉徴収票の摘要欄に控除額等を記載

② 公的年金等の受給者

イ 令和 6 年 6 月最初の公的年金等（確定給付企業年金法の年金等を除く）の源泉

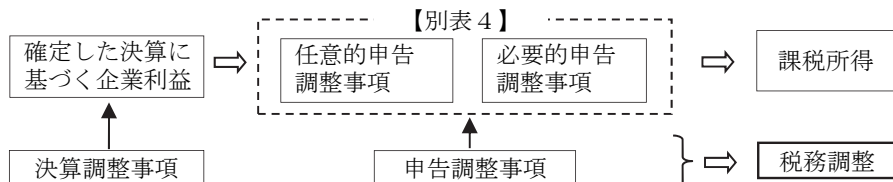
5 企業利益と課税所得

1. 別表4（所得の金額の計算に関する明細書）

タテの構造 ↓ 当期利益 + 加算 ↓ 減算 ↓ 所得金額	区 分		総 額	処 分	
			①	留 保 ②	社外流出 ③
	会社計上当期利益・当期欠損		税引後純利益	① - ③	配 当 その他
	加算	益金算入・損金不算入		加算・留保	社 外 流 出
		小 計			
	減算	益金不算入・損金算入		減算・留保	※課税外収入
		小 計			
	仮 計				
	寄附金の損金不算入額 法人税額控除所得税額				社 外 流 出
	合 計				
	差 引 計				
	欠損金等の当期控除額		△		※課税外収入
	総 計				
	所得金額・欠損金額		別表1へ	留保金課税へ	

→「ヨコの構造」… 総額欄 = 留保欄 + 社外流出欄

2. 税務調整



(1) 決算調整事項

適用を受けるために確定した決算において所定の経理処理を行わなければならない事項で、確定した決算での意思表示を申告書において変更することができないもの。

- ① 損金経理が要求されるもの……減価償却、引当金等
- ② 損金経理等の一定の経理が要求されるもの……準備金、一定の圧縮記帳等
- ③ 所定の経理が要求されるもの…工事進行基準等

(2) 申告調整事項

確定した決算における企業利益と課税所得との差異を申告書で調整するもの

- ① 任意の申告調整事項…適用を受ける場合には申告書に記載を要する事項
例 … 受取配当等の益金不算入、収用等の所得の特別控除、控除所得税など
- ② 必要の申告調整事項…申告書で必ず調整しなければならない事項
例 … 役員給与の損金不算入、寄附金の損金不算入、法人税等の損金不算入、青色欠損金の損金算入、償却超過額、事実と反するものの修正等

5 小規模事業者に係る納税義務の免除

1. 納税義務の判定 (消9①)

基準期間における課税売上高	$\begin{cases} >1,000\text{万円} & \therefore \text{納税義務あり} \\ \leq 1,000\text{万円} & \therefore \text{納税義務なし} \end{cases}$
---------------	--

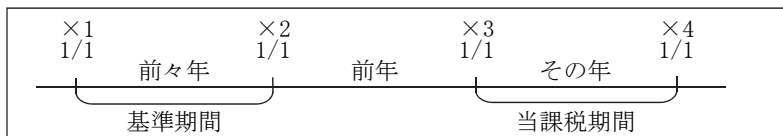
(注1) 「納税義務あり」となった事業者を「課税事業者」
「納税義務なし」となった事業者を「免税事業者」} という。

※ 適格簡易請求書発行事業者である場合には、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても「納税義務あり」となる。

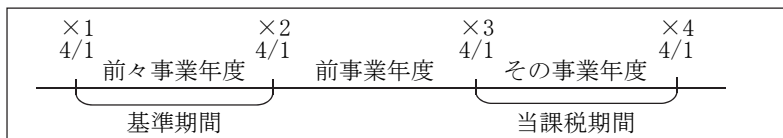
(注2) 輸入取引については納税義務の免除の規定はない。

2. 基準期間 (消2①十四)

(1) 個人事業者 ⇨ その年の前々年

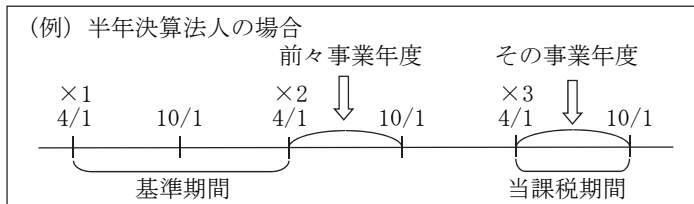


(2) 法人 ⇨ その事業年度の前々事業年度



(注) 前々事業年度が1年未満である法人

⇨ その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間



3. 基準期間における課税売上高の計算 (消9②③)

(1) 個人事業者及び基準期間が1年である法人

基準期間中の 課税売上高 (税抜)	—	基準期間中の 課税売上返還等 (税抜)	=	基準期間における 課税売上高
-------------------------	---	---------------------------	---	-------------------

※ 基準期間中の「税抜の純課税売上高」である。

(2) 基準期間が1年でない法人

(1) ×	$\frac{12}{\text{基準期間の月数}}$	=	基準期間における 課税売上高
-------	-----------------------------	---	-------------------

※ (1)の金額を基準期間の月数で除し、これに12を乗じる。

月数は暦に従って計算し、1月未満は1月とカウントする。